

新市建設計画



西枇杷島町・清洲町・新川町合併協議会

平成31年3月変更
清須市

目次

1	序論	1
1-1	合併の必要性	1
1-2	計画策定の方針	3
2	新市の概況	5
2-1	位置・地勢・面積	5
2-2	人口・世帯数	7
2-3	歴史・沿革	8
2-4	産業	9
3	主要指標の見通し	12
3-1	人口（総人口、年齢別人口）	12
3-2	世帯数	13
4	まちづくりの基本方針	14
4-1	まちづくりの理念	14
4-2	新市の将来像	15
4-3	まちづくりの基本方針	16
4-4	土地利用方針	18
5	新市の主要施策	20
5-1	施策の構成	20
5-2	方針別の主要施策	21
6	新市における愛知県事業の推進	36
7	公共的施設の統合整備	37
8	財政計画	38

1-1 合併の必要性

① 3町の沿革とさまざまな結びつき

西枇杷島町・清洲町・新川町（以下「3町」という。）の行政区域が形づくられたのは、今からほぼ100年前の明治39年（1906年）のことです。その後、昭和に入り清洲町が隣接町村の一部と合併してからでも半世紀以上が経過しています。

3町はすでに、し尿処理、ごみ処理、消防、救急など、住民生活の根幹を支える仕事を共同で処理しています。また、さまざまな民間分野での活動や警察、郵便など国・県の行政も3町の境界を越えて展開されています。

3町の合併は、これまで進めてきた広域的な事務の共同処理を一層効率化しながら、1町単独の財政力・組織力では解決することの難しかった共通の課題に一体的・総合的に対応し、それを克服していくための取り組みです。

② 地方分権の進展への対応

我が国の社会経済は、ITの飛躍的發展を背景に、従来の規格大量生産型社会から大きく変貌を遂げるとともに、また、地球環境問題や、グローバルな社会経済活動の広がりなど、世界的な潮流の変化も顕在化しています。

こうした中で、これらの変化に対応した地域経済運営や、環境共生型社会づくり、医療、保健、福祉への対応、あるいは子どもを取り巻く環境の変化に対応した人づくりなど、市町村が対応すべき新たな行政課題が増大しています。

3町の合併は、行政課題が高度化、多様化する一方、地方分権改革が自立した財政基盤をとまなう自治体の確立へと向かう今日、市町村が地域における負担と受益の関係を明確にしつつ、自ら施策を決定し、説明責任を果たしうる体制を整備していくための取り組みです。

③ 少子高齢化の進行への対応

出生率低迷の影響を受け、今後我が国の人口は減少し、全体としての高齢化が進行していきます。このため、将来、少数の生産年齢人口が多くの高齢者を支える社会が到来するものと予測されています。

3町においても、生産年齢人口（15歳～64歳人口）比率は平成2年から7年までに

ピークを迎え、その後減少に転じている一方、高齢人口(65歳以上人口)比率については、一貫した上昇傾向を示しており、少子高齢化が確実に進行しています。

このような来るべき本格的な少子高齢社会においても、安心して住民の生活を支え、向上させるため、これまで以上に効率的で力強い行政の体制を形成するために3町の合併は必要です。

④ 生活圏の広域化への対応

現在、3町のいずれにおいても、住民の6割以上が他の市町へ通勤・通学しており、また、購買行動においても、3町相互の流入が進み、生活圏としての結びつきを深めています。

3町の合併は、すでに3町それぞれの行政の圏域を意識することなく日常的に行われている住民生活の圏域に合わせていくため、行政の枠組みを再編成するものです。

⑤ 厳しい財政状況への対応

依然として厳しい経済情勢が続く中、平成15年度末には、国と地方を合わせた借金が国民1人当たり548万円に相当する695兆円に上るなど、我が国の財政状況は、先進国最悪の危機的な状況にあります。

3町の合併は、行財政運営の効率化をこれまで以上に推し進め、行財政システムを持続可能なものへと改革していくための取組みです。

(1) 計画策定の根拠及び内容

- ①西枇杷島町・清洲町・新川町合併協議会は、市町村の合併の特例に関する法律第5条の規定に基づく市町村建設計画（新市建設計画）を策定するものとします。
- ②新市建設計画においては、新市のまちづくりの基本方針を定めるとともに、新市及び愛知県が実施するまちづくりの根幹となるべき主要事業や特徴的な事業等の施策を掲載します。
- ③新市建設計画においては、公共的施設等の統合整備に関する基本的な方針を明らかにするものとします。
- ④新市建設計画については、計画期間を対象とする財政計画を盛り込むこととします。

(2) 計画の期間

新市建設計画の計画期間は、合併年度及びこれに続く20年度間（平成37年度まで）とします。

(3) 計画の対象地域

新市建設計画の対象地域は、3町の全域とします。

(4) 計画策定に当たっての留意事項

- ①合併検討協議会が策定した新市将来構想を基礎として、住民意識調査による住民の意向を踏まえた、住民合意による計画づくりを目指します。
- ②3町が進めているまちづくりの方向性を可能な限り尊重するとともに、各地域の持つ自然、歴史、文化などの特徴を活かし、3町全体の住民福祉と活力の向上を目指します。
- ③新市の持続可能で均衡ある発展を目指すものであることとします。
- ④新市民の交流・連帯が進められるよう十分に配慮し、新市の一体性の速やかな確立を目指します。
- ⑤新市建設計画には新市のまちづくりにおいて真に必要な事業等を位置づけることとするなど、合理的で健全な財政運営に裏付けられた着実な計画づくりを目指します。

(5) 新市総合計画との関係

新市建設計画は、その性格上、新市の全分野に渡る個別の施策を網羅するものではありません。

新市において取り組まれる新市全体を対象とする総合計画の策定に当たっては、新市の行政全般にわたる施策について、新市建設計画の趣旨・内容に沿いながら、審議・検討される必要があります。

2

新市の概況

2-1 位置・地勢・面積

3町の区域は、愛知県西部、尾張平野のほぼ中央に位置し、南部は名古屋市に隣接しています。また、北部は稲沢市及び春日町に接し、東部は名古屋市に、西部は甚目寺町に接しています。

地形は比較的平坦で、庄内川の下流域にあり、ほとんどの地域が海拔 10m未滿となっています。また、庄内川のほかには新川、五条川などの河川が流れ、豊かな水辺環境に恵まれ、四季折々の風景を楽しむことができます。

交通は広域の利便性に恵まれ、J R 東海道本線、名鉄名古屋本線・犬山線・津島線及び東海交通事業城北線の鉄道網のほか、東名阪自動車道、国道 22 号、国道 302 号などの道路網により周辺都市との連携が図られています。

図 2-1 位置図

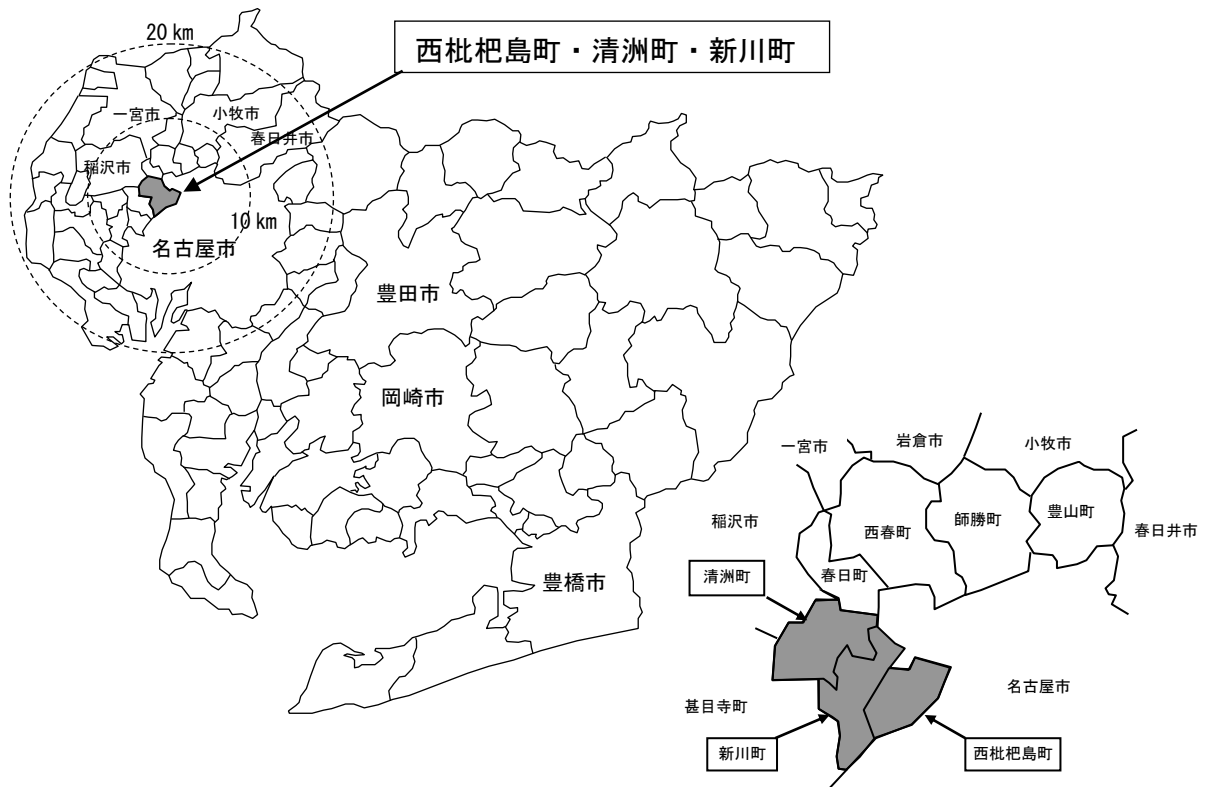
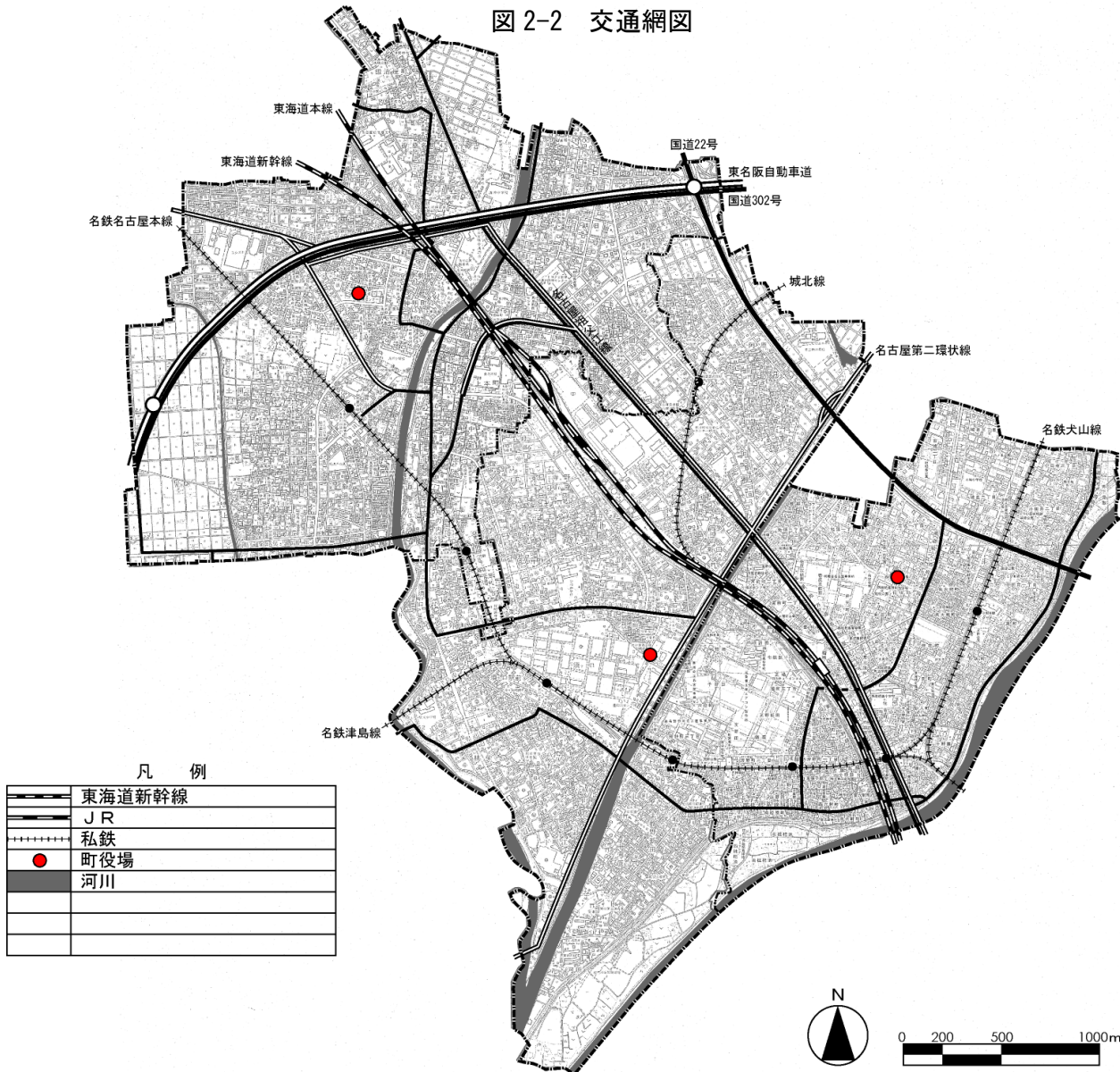


図 2-2 交通網図



3町の総面積は、県内市町村の中で67位に相当する1,331haで、東西約5km、南北約5.5kmの広がりを持ち、愛知県の面積の0.26%に当たります。地目別では、宅地(44.7%)が最も多く、次に道路(18.2%)、農用地(18.0%)、水面・河川・水路(5.3%)、その他(13.8%)となっています。

表 2-1 地目別面積

単位：ha

	総面積	宅 地		農 用 地			森 林 野 原	道 路	水面・河川・ 水路	その他 2)
		住宅地	その他 1)	田	畑	採 草 放牧地				
新 市	1,331	329	266	113	127	—	—	242	70	184
構 成 比	100.0	24.7	20.0	8.5	9.5	—	—	18.2	5.3	13.8

*注：その他1)は「宅地」から「住宅地」を除いた工業用地などである。その他2)は総面積から「宅地」、「農用地」、「森林・原野」、「道路」及び「水面・河川・水路」の各面積を差し引いたものである。

資料：県企画振興部土地水資源課「土地に関する統計年報」平成13年

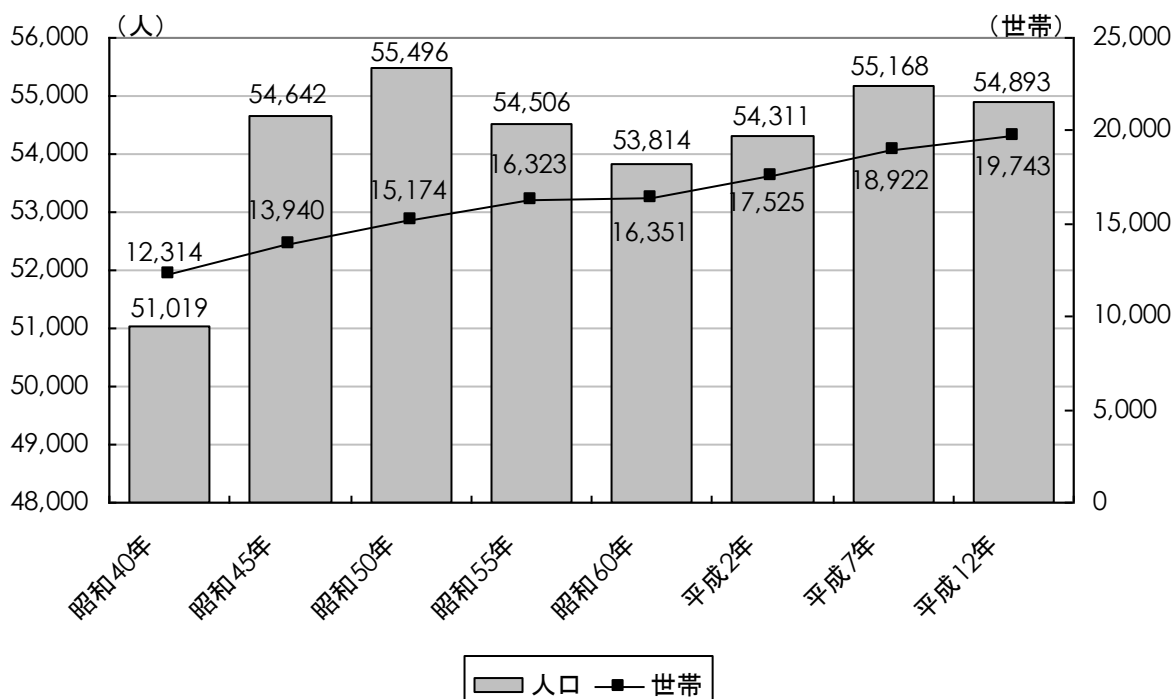
2-2 人口・世帯数

現在の人口は、昭和40年から平成12年までの35年間に約8%増で推移し、平成12年には54,893人になっています。

昭和30年代から40年代前半において、3町の人口増加率は全国・県内平均を上回る増加を示していましたが、昭和45年以降は微増減を繰り返しています。しかし、人口密度は、41人/haであり、県内でも密度の高い地域となっています。

また、3町の世帯数は、一貫して増加しており、平成12年には19,743世帯になっています。1世帯当たり人員は、昭和40年代から一貫して減少し、平成12年には2.8人となっています。

図2-3 人口・世帯数の動向



*資料：各年国勢調査

① 近代以前

3町の区域の歴史ははるか遠く、尾張平野最大の遺跡である朝日貝塚やそれに接する竹村貝塚にみられる弥生時代までさかのぼります。

また、室町時代のはじめ守護所下津城の別郭として築かれた清洲城など数多くの歴史資源が各地に残っています。弘治元年(1555年)戦国武将織田信長公が那古野城から清洲城へ入城し、慶長年間には城下町一帯が「東海の巨鎮」と称され文化の中心地として、また尾張の要所として栄えた歴史をもっています。

さらに、関ヶ原の合戦で勝利を収めた徳川家康公が通ったとされ、名古屋と中山道を結ぶ最も重要な道路と位置づけられていた美濃街道を、吉例街道として、江戸時代には数多くの大名たちが縁起を担いで通り、家康公の命により開設された青物市場とあわせ、宿場町として大いに栄えた歴史も有しています。

江戸時代中期には、庄内川の氾濫により幾度となく水害にあっていた当地において、多くの農民や地元の役人たちの尊い汗と犠牲により天明7年(1787年)に新川が竣工されました。その他、江戸時代に製作され、200年以上の歴史を誇る5輻の山車が練り歩く尾張西枇杷島まつりは、郷土の伝統文化として現代に継承されています。

② 近代以後

近代に入ると、明治13年(1880年)春日井郡が東西の二郡に分かれて西春日井郡が誕生した後、西春日井郡内の町村で合併が繰り返されてきました。西枇杷島町は、明治22年(1889年)下小田井村、小場塚新田村の合併により誕生し、現在に至っています。清洲町は、明治39年(1906年)朝田村、一場村、清洲町が合併し、清洲町となった後、昭和18年(1943年)までに大里村や甚目寺町の一部と合併し、現在に至っています。新川町は、明治22年(1889年)土器野新田村、上河原村、中河原村、下河原村が合併し新川村が誕生した後、明治23年(1890年)に町制を施行し、さらに明治39年(1906年)桃栄町、寺野村、阿原村と合併し、現在に至っています。

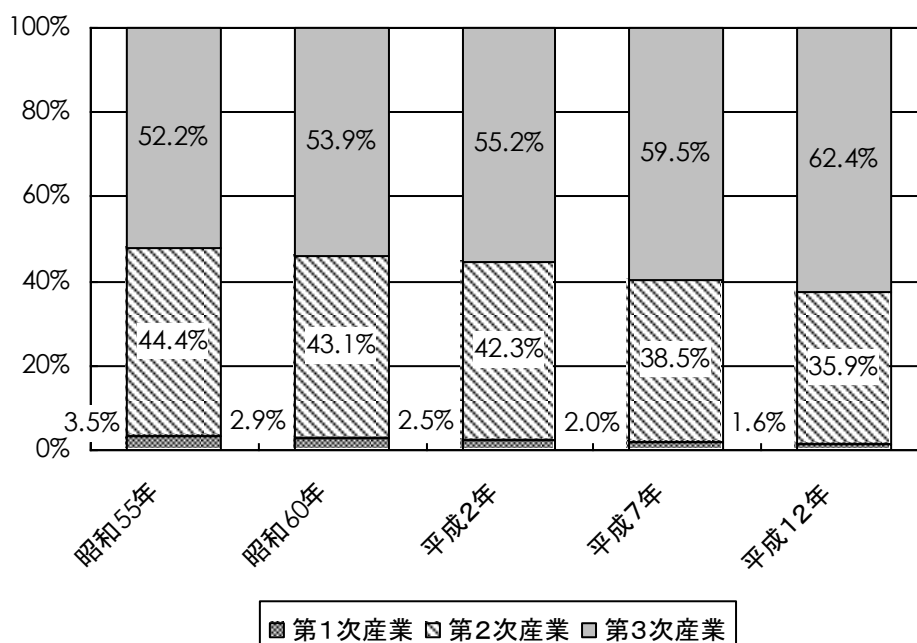
2-4 産業

① 就業構造

3町の産業別就業者数は、28,201人であり、第1次産業が1.6%、第2次産業が35.9%、第3次産業が62.4%です（平成12年）。

3町の産業別就業者人口割合については、昭和55年から平成12年にかけて、第2次産業就業人口の割合が約8ポイント以上低くなり、第3次就業人口の割合は約10ポイント高くなっています。

図2-4 産業別就業人口割合の推移



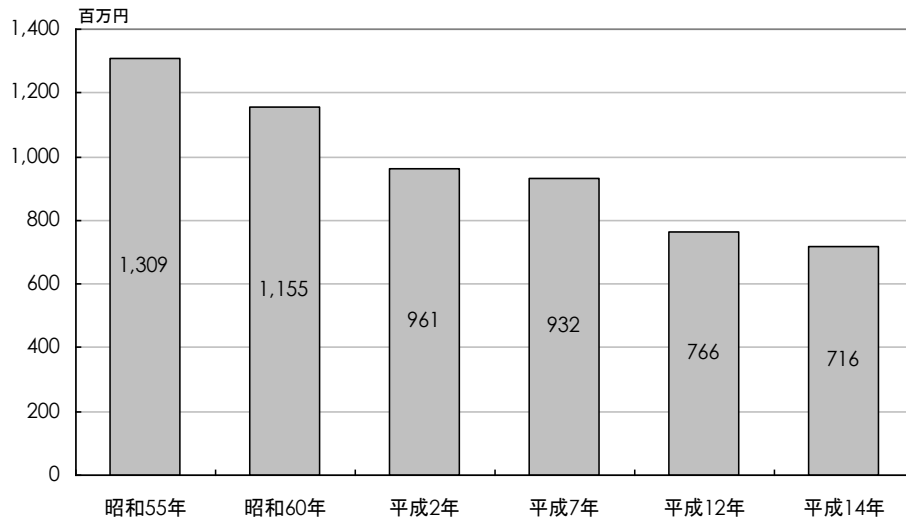
*資料：国勢調査

② 農業

3町の農業産出額は、平成14年が約7.2億円ですが、昭和55年の13.1億円から大幅に減少してきました。

農業産出額の品目別の内訳は、野菜が約72%、米が約14%、花きが約12%と野菜作が中心で行われています。

図 2-5 農業産出額の推移



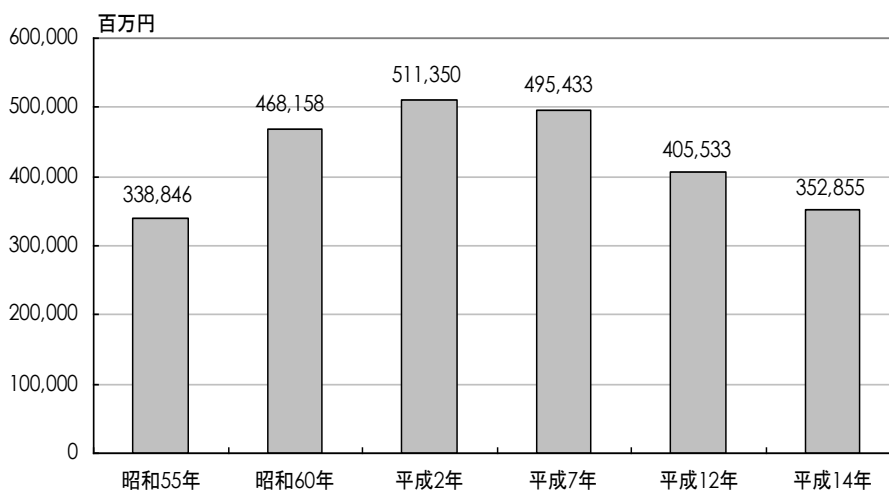
*資料：東海農政局「愛知農林水産統計年報」

③ 工業

平成 14 年の 3 町の工業の事業所数は 210、従業者数は 8,621 人、製造品出荷額等は 3,529 億円です。

製造品出荷額等の推移をみると、昭和 55 年から平成 2 年まで伸びましたが、その後は平成 14 年まで減少しています。

図 2-6 3 町の製造品出荷額等の推移



*資料：各年工業統計調査（「あいちの工業」より）

製造品出荷額等について業種別にみると、一般機械が約 36%、電気機器が約 16% とこの 2 業種で過半数を超え、プラスチック、食料品、輸送機器がやや目立ちます。

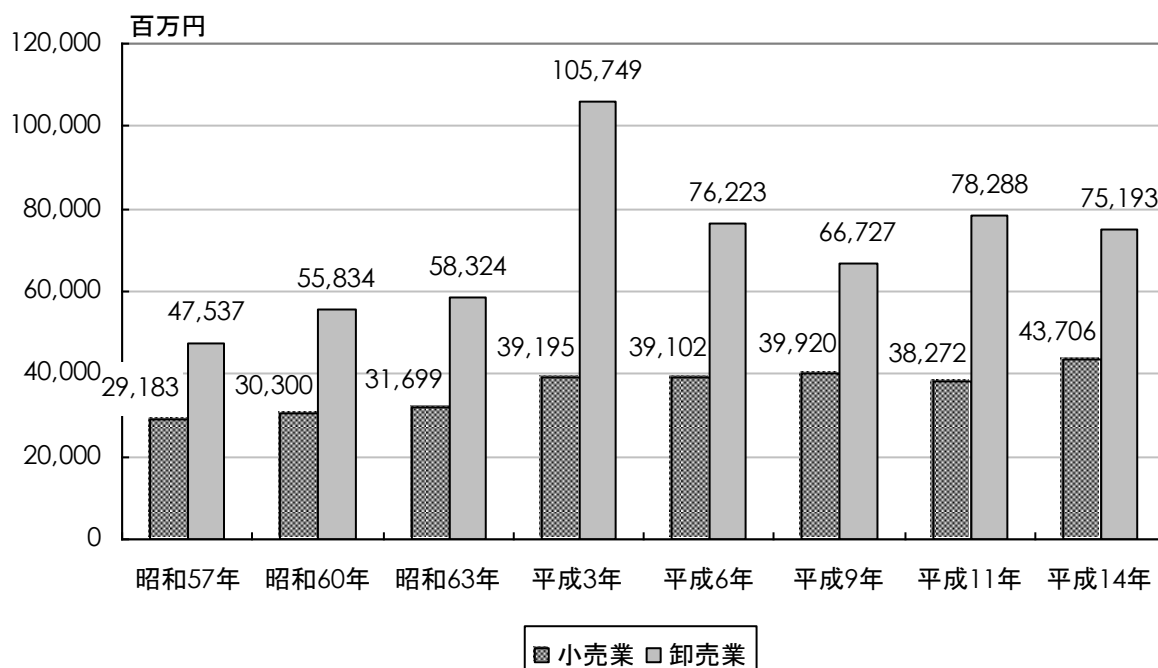
④ 商業

3町の卸売業は、平成14年で事業所数が174、従業者数が1,559人、商品販売額が752億円です。小売業は、事業所数が505、従業者数が3,048人、商品販売額が437億円です。

商品販売額の推移をみると、卸売業は平成3年に昭和57年の倍増以上を示し、その後は減少して平成9年からやや盛り返しました。小売業は昭和57年から緩やかに伸び、おおむね横ばいの時期も経て、平成11年から14年にかけて伸びています。

小売業の県内市町村における商品販売額の順位をみると、知多市や蟹江町に次いで県内では30番目、尾張部では19番目になります。

図2-7 新市の年間販売額（小売業・卸売業）の推移



*資料：各年商業統計調査（「あいちの商業」より）

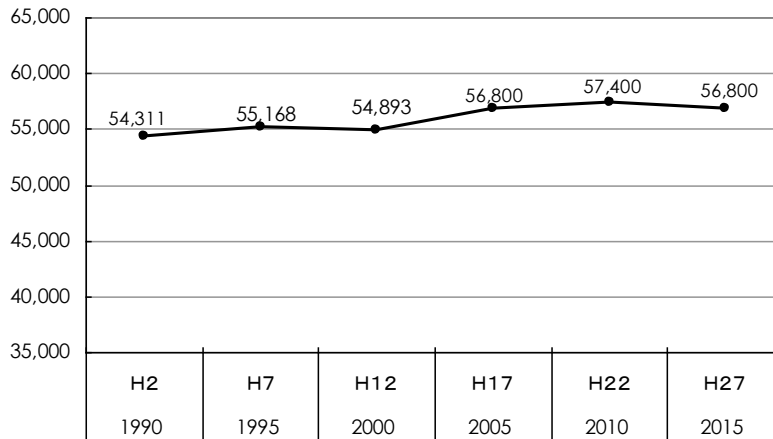
3

主要指標の見通し

3-1 人口（総人口、年齢別人口）

新市は、名古屋市に隣接しており通勤に便利なことからベッドタウン化が進み、現在の人口は約 55,000 人です。現在計画されている土地区画整理事業をはじめとする基盤整備事業が進捗すると、新市外からの転入者が増えるため、新市の人口は平成 22 年には約 57,400 人にまで増加し、平成 27 年には 56,800 人程度になる見通しです。

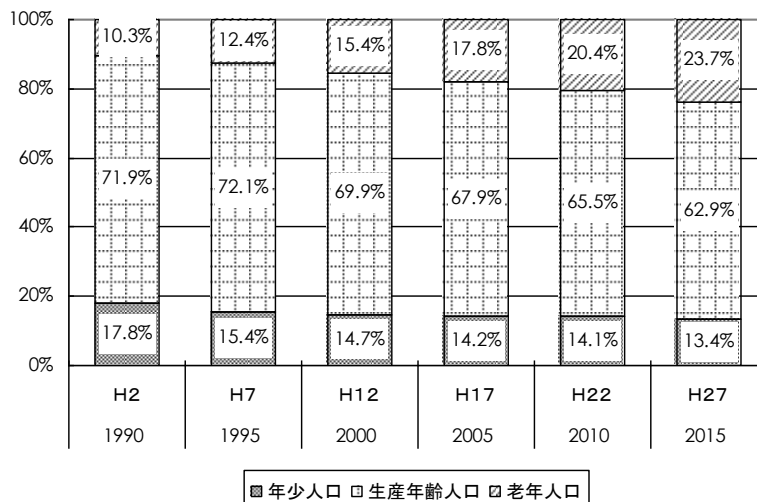
図 3-1 人口の推移と将来見通し



*資料：国勢調査

年齢別人口構成をみると、出生率の低下や平均寿命の伸長などから、今後も高齢化が進むと考えられ、平成 27 年には老年人口が約 13,440 人となり、全人口に占める割合が 23.7%になると予想されます。

図 3-2 年齢別人口構成の推移



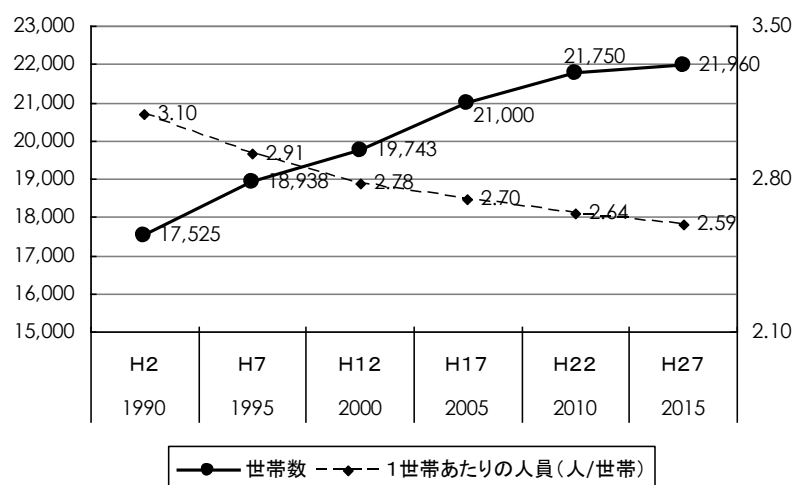
■ 年少人口 □ 生産年齢人口 ▨ 老年人口

*資料：国勢調査

3-2 世帯数

一方、核家族や単身世帯が増加することにより、1世帯あたりの人員は約2.59人に減少すると予想されます。そのため、世帯数は平成27年には約21,960世帯まで増えると推計されます。

図3-3 世帯数と1世帯あたり人員の推移



*資料：国勢調査

4

まちづくりの基本方針

4-1 まちづくりの理念

新市のまちづくりの理念は、次の3点です。

① 安心

災害、交通事故、犯罪等から生命・財産が守られ「安心」して生活できる安全なまちづくりを目指します。

また、福祉サービスや保健医療体制を充実し、健康で「安心」して暮らせるまちづくりを目指します。

② 快適

三つの河川に代表される水のある空間を大切にし、自然と共生し、住みやすく文化的環境が整った「快適」なまちづくりを目指します。

また、広域的な交通利便性を活かし、他の地域との連携を図りながら、便利で「快適」な拠点都市にふさわしいまちづくりを目指します。

③ 創造

新しい経済社会への転換が急速に進む中で、市民や地域企業が多様な価値観のもとで「創造」性豊かな活動ができるまちづくりを目指します。

また、地域の歴史や文化を大切にし、次世代を担う子どもたちの「創造」性を育むまちづくりを目指します。

まちづくりの理念である「安心」、「快適」、「創造」を踏まえ、新市の将来像を次のように設定します。

水と歴史に織りなされた 安心・快適な環境都市

- 「水」とは、当地域の個性である水辺環境の豊かさを示していますが、同時に過去において水害との闘いに代表されるこの地域の取組みの歴史を今後も大切にしていきたいという意志を込めています。
- 「歴史」とは、当地域の個性である美濃街道、清洲城などの歴史環境の豊かさを示し、地域の歴史や伝統文化を地域住民みんなの大切な財産として継承し、地域の活性化につなげていきたいという願いを込めています。
- 「安心・快適な環境都市」とは、当地域の共通課題である防災安全性やさらなる生活利便性の向上が実現された、大都市圏にあって自立した魅力ある拠点都市への飛躍・発展を表しています。

4-3 まちづくりの基本方針

新市の将来像、「水と歴史に織りなされた安心・快適な環境都市」を具現化するために、次の6つの新市のまちづくりの基本方針を設定します。

① 安全・安心で自然が息づくまちづくり

災害発生の未然防止や発生時における被害を最小限にとどめる対策を総合的に進め、災害に強く、住民誰もが安全で安心して暮らせるまちづくりを積極的に進めるとともに、庄内川、新川、五条川などの河川について豊かな水辺環境の保全整備を推進します。

② 便利で快適に暮らせるまちづくり

自然との共生、循環型社会の構築、生活排水や産業排水の適正処理などを推進し、美しく、清らかな地域づくりを目指すとともに、新市内の各地域を連絡する地域内幹線道路の整備、住宅地域の一体的な面整備を実施するなど便利で快適に生活できる居住環境の形成に努めます。

③ 健康でおもいやりのあふれるまちづくり

子育て環境の向上による少子化対策、老人がいきいきと生活できる高齢者対策、物理的・精神的なバリアフリーの推進による障害者対策、各種保険制度の健全運営など保健・医療、福祉施策の充実・連携を図り、健康で安心して平等に生活できる地域社会の形成に努めます。

④ 歴史・伝統・文化・教育を大切にするまちづくり

学校教育や生涯学習などを通じ、社会経済情勢の変化に対応できる人づくりと、清洲城、美濃街道の歴史文化など、個性的な地域資源を活用し、人と歴史、人と人がふれあう空間や機会の充実に努めるとともに、伝統的なまつりの継承・発展と地域の活性化を推進します。また、様々なスポーツを通じた住民の健康づくりを支援します。

⑤ 創造的にいきいきと働くことのできるまちづくり

大都市名古屋に隣接する地理的・交通的特性を最大限に生かすため、既存産業の振興、都市型農業の展開、地域住民を対象とした駅周辺部への商業集積、都市型企業の誘導など様々な角度から地域産業の振興を図り、人々がいきいきと働くことのできるまちづくりを推進します。

⑥ 参加と交流のまちづくり（計画推進のために）

新市の一体性の速やかな確立と均衡ある発展を目指して、新市はこれまで以上に効率

的・合理的な行政組織の構築や新たな行政運営手法の導入に努め、新市建設計画を着実に推進します。また、高度情報化時代に対応した情報関連施策の充実により、ひと・もの・情報の交流を促進し、住民参加のまちづくりを充実させ、時代をリードする都市の形成を目指します。

4-4 土地利用方針

新市においては、工業地区と住宅地区が混在していますが、用途純化を基本としつつ、広域的な交通利便性と職住近接のメリットを活かして、産業と住宅が共存する地域として整備する必要があります。

JR枇杷島駅、名鉄新清洲駅、名鉄須ヶ口駅を中心とする地域を商業地誘導の拠点として、都市機能の集積による交流拠点とします。

新市を南北に流れる庄内川、新川、五条川の流域を市民が憩う水辺空間として整備し、清洲城や美濃街道などの新市を特徴づける歴史的資源を活用して、歩行者がやすらぎを感じて歩くことができる歩行系の軸を確保し、地域の文化の向上を図る必要があります。

これらを拠点商業地誘導ゾーン、憩いの水辺保全・活用ゾーン、歴史的資源活用軸として、国道302号、名古屋第二環状線、国道22号線、名古屋祖父江線を基幹とする広域幹線交通軸、新市の公共施設等を連絡する地区幹線交通軸及び旧3町の中心部と新市の中心部を連絡する地域内連絡幹線道路によって連結することにより、新市全体の均衡ある発展と広域的な交流・連携を図ることが必要です。

図 4-1 土地利用方針

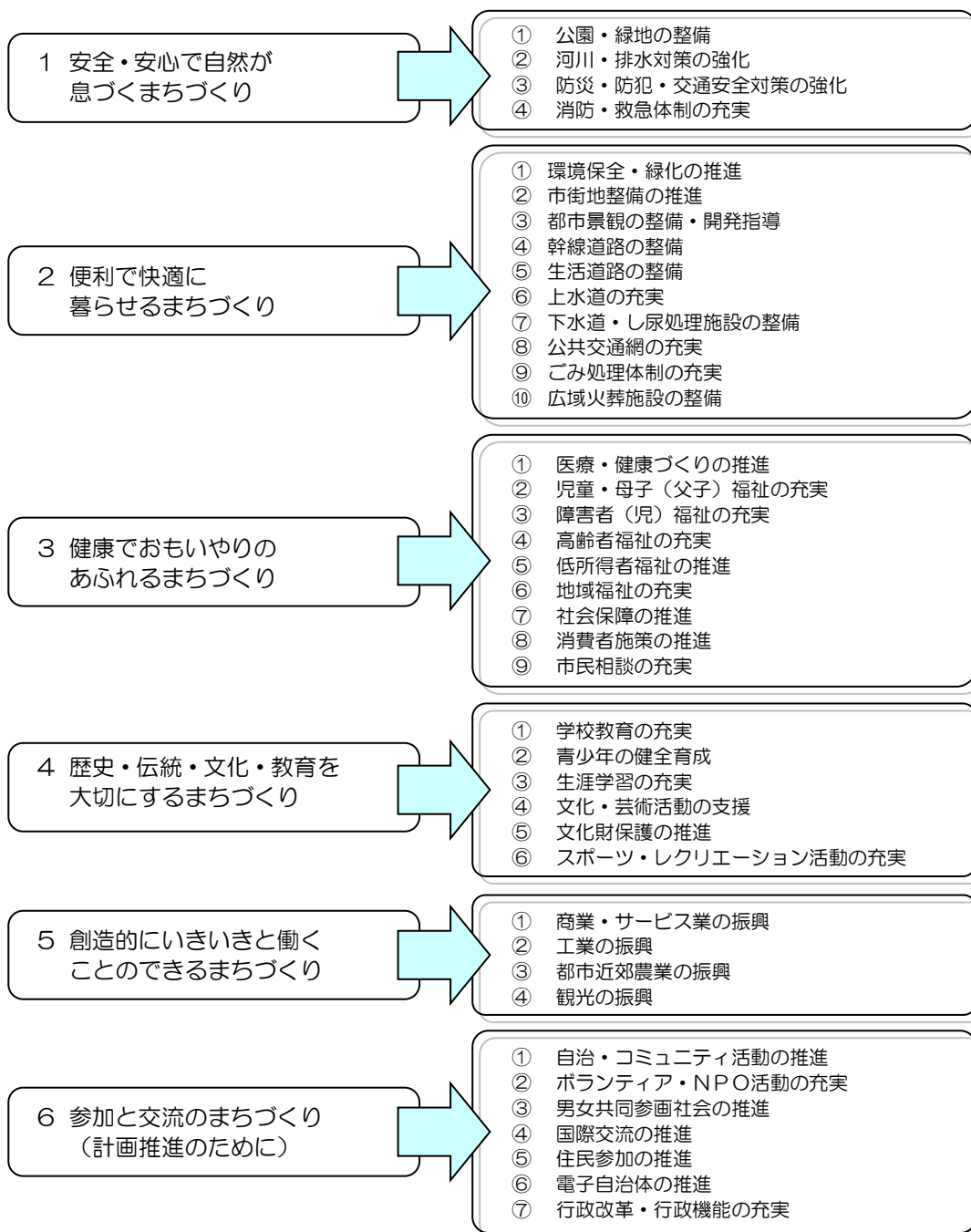


5

新市の主要施策

5—1 施策の構成

新市のまちづくりの将来像である「水と歴史に織りなされた安心・快適な環境都市」を実現するために、まちづくりの基本方針に沿って以下のような施策の柱を立て、新市の一体化を図りつつも地域の個性を活かした施策を展開します。



【1. 安全・安心で自然が息づくまちづくり】

① 公園・緑地の整備

- 街区公園や近隣公園、緑地などの整備を行い、身近な市民の憩いの空間づくりを進めます。また、市民がスポーツや健康づくりに励めるような総合運動公園の整備を推進します。
- 庄内川、新川、五条川の河川沿いを気軽にウォーキングやサイクリングができるよう堤防道路を整備するとともに、災害時には避難地などとなる公園を適切に配置します。
- 広域的な災害時における応急・復旧活動に対応するため、資機材・物資の備蓄、集積場所の確保、広域的支援部隊の活動拠点など防災機能を併せ持つ公園を整備します。

② 河川・排水対策の強化

- 平成12年（2000年）9月の東海豪雨の教訓を踏まえ、情報伝達など危機管理体制の充実や総合的な治水対策を関連機関と連携して継続して行います。
- 校庭・公園などを利用した雨水貯留施設や雨水浸透ます等の雨水浸透施設、都市下水路や各地域のポンプ場の整備を計画的に実施し、都市の排水機能を強化します。

③ 防災・防犯・交通安全対策の強化

- 水害や発生が懸念される東海・東南海・南海地震などの災害時に市民と行政、関係機関が連携して、迅速かつ適切な行動ができるよう、地域防災計画を策定します。
- 防災施設を整備するとともに、防災行政無線の一元化やハザードマップの作成などにより、災害時の安全な避難や円滑な情報伝達に備えます。
- 定期的な防災訓練などを実施し、災害時に地域で支え合う自主防災組織を育成・強化します。
- 日常生活を安心して送れるように、市民と関係団体・警察などと相互に連携して防犯機能の強化を図ります。
- 市民の交通安全を確保するため、街路灯や歩道、ガードレールなどの交通安全施設の整備を進めるとともに、交通安全協会などと連携した交通安全の指導・啓発を進めます。

④ 消防・救急体制の充実

- 消防署や消防車両などの施設を整備・充実させるとともに、耐震性防火水槽を市内各地に整備して、消防機能を向上させます。

○救急については、救急車両を整備するとともに救急救命士の養成を行います。

【主要事業】

施策項目	主要事業	備考
公園・緑地の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 近隣公園整備の推進 ・ 街区公園（土田地区、西田中地区ほか）の整備 ・ 防災公園の整備 ・ 総合運動公園整備の推進 ・ 緑地の整備（庄内川新川町緑地、庄内川西枇杷島緑地ほか） ・ 河川堤防散策道・自転車道の整備（庄内川・五条川・新川） ・ ふるさとの川整備事業の推進（五条川） 	<p>県事業を含む</p>
河川・排水対策の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一級河川五条川改修の推進 ・ 都市下水路整備事業（小場塚排水区、芳野排水区、土田幹線、水場川右岸ほか） ・ 水場川排水機場の修繕 ・ 排水機場の維持及び整備（芳野排水区ほか） ・ 雨水貯留施設整備事業（豊田川排水区清洲東小学校調整池、古城排水区調整池、JR枇杷島駅東、堀江排水区ほか） 	<p>県事業</p> <p>県事業</p>
防災・防犯・交通安全対策の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域防災計画の策定 ・ 防災拠点施設の整備 ・ 防災行政無線の一元化 ・ 避難所非常用発電機の設置 ・ 水防ステーション整備事業（庄内川） ・ 応急援護物資、資機材の備蓄倉庫、飲料水兼用型耐震性貯水槽の整備 ・ 自主防災組織の充実強化 ・ 小中学校施設等の耐震対策 ・ 排水機場の耐震対策 ・ 民間木造住宅の耐震診断・改修補助事業 ・ 歩道整備・バリアフリー化事業 	
消防・救急体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 耐震性防火水槽の整備 ・ 消防車両整備事業（西枇杷島町消防団、清洲町消防団、新川町消防団） ・ 救急救命士の育成 	

【2. 便利で快適に暮らせるまちづくり】

① 環境保全・緑化の推進

- 名古屋市に隣接し、都市化が進んでいる新市において、河川など残された貴重な自然環境を大切にするため、制度や仕組みをつくり、環境美化を継続します。
- 自動車の走行による排気ガスや工場からの大気汚染、河川の水質汚濁などあらゆる公害の抑制に努めます。
- 不法投棄や放置自動車などの撲滅を目指し、関係機関や市民と連携して監視体制の充実強化を図ります。

② 市街地整備の推進

- 新市として、一体的で長期的な都市づくりを推進するため、都市計画マスタープランを策定します。
- 公共交通の利便性の高いJR及び名鉄の各駅について、新市の玄関口としてふさわしい機能を持ち、にぎわいのある魅力的な空間整備を行います。
- 土地区画整理事業により、周辺市街地と調和のとれた豊かな居住地を供給します。また、既に整備されているまちについても、居住環境や防災安全性の充実を図ります。
- 国の特定構造物改築事業（庄内川橋梁改築）により変容する地区の環境整備を推進します。

③ 都市景観の整備・開発指導

- 無秩序な開発を防ぎ、豊かで美しい風景を維持するため、規制や誘導による景観整備を推進します。
- 歴史・文化の薫る美濃街道、清洲城の魅力を向上させるため、電柱の地中化などによる景観づくりを進めるとともに、住む人が暮らしやすい生活環境を整備します。

④ 幹線道路の整備

- 新市を走る幹線道路の多くは、名古屋市へとつながっているものが多く、広域的にみても重要性が高いことから、国・県などと協力しながら、今後の交通需要を見据えた道路網の整備を推進します。
- 特に、旧3町の中心部をつなぐ「地域内連絡幹線道路」は、新市の一体性を確立し、市民の生活利便性を向上させるとともに災害時の緊急輸送路の機能を果たす上で非常に重要であり、新市として積極的な整備を図ります。
- 鉄道の高架化や橋梁の建設・改築など、鉄道や河川、他の道路との交差の整備を推進するとともに、道路改良事業を継続的に実施し、安全でスムーズな道路づくりを推進します。

⑤ 生活道路の整備

- 生活のための道路では、歩行者や自転車の通行を最優先に考え、段差の解消や交通安全施設の整備などを行い、誰もが安全で移動しやすい、人にやさしいまちづくりを推進します。
- 河川堤防が健康づくりや憩いの空間となるように、ウォーキングロード、サイクリングロードとして整備します。

⑥ 上水道の充実

- 既設水道管の維持修繕を行うとともに、地震等の災害に備えるため老朽管から耐震性の高い管への布設替えを進めます。

⑦ 下水道・し尿処理施設の整備

- 雨水の排除と生活排水を適正に処理し、市内を流れる河川の水質保全や快適で清潔な生活環境を実現するため、下水道の計画的な整備を進めます。
- し尿、浄化槽汚泥及び生ごみ等を適切に処理するため、汚泥再生処理センターを整備するとともに、適正な維持管理を行います。

⑧ 公共交通網の充実

- 新市内の各地域から公共施設や各駅を通る経路で、子どもから若年層、高齢者までが日常的に利用できる交通手段を提供するため、コミュニティ循環バスの運行を推進します。

⑨ ごみ処理体制の充実

- 市民の生活利便性を損なうことなく、環境への負荷を軽減させる資源循環型社会の形成に向けて、市民・企業・行政が一体となって資源の再利用とごみの減量化を総合的に推進するための仕組みをつくりまします。

⑩ 広域火葬施設の整備

- 市民のニーズや生活様式の変化に合わせた、広域的な火葬場の建設を推進します。

【主要事業】

施策項目	主要事業	備考
環境保全・緑化の推進	・環境美化推進事業 ・悪臭・大気汚染の防止 ・不法投棄・放置自動車等の防止 ・緑地の整備（庄内川新川町緑地、庄内川西枇杷島緑地ほか）〈再掲〉	

市街地整備の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画マスタープランの策定 ・駅周辺整備事業（JR枇杷島駅、名鉄新清洲駅、名鉄須ヶ口駅ほか） ・土地区画整理事業（枇杷島駅東、清洲土田地区ほか） 	
都市景観の整備・開発指導	<ul style="list-style-type: none"> ・規制・誘導策の推進（条例・協定・地区計画等） ・美濃街道景観整備事業（電柱地中化等） 	
幹線道路の整備		
広域幹線交通軸整備	<ul style="list-style-type: none"> ・（都）伏見町線（枇杷島橋～二見交差点）整備の推進 ・（主）名古屋祖父江線（清洲橋の改築）の整備 ・（主）名古屋第二環状線歩道整備（歩道設置）の検討 ほか 	県事業を含む
地区幹線交通軸整備	<ul style="list-style-type: none"> ・（都）新川清洲線（名鉄津島線跨線橋の新設）整備の検討 	県事業を含む
地域内連絡幹線道路整備	<ul style="list-style-type: none"> ・（都）木前新川線整備の推進 ほか ・（都）枇杷島小田井線（アンダーパス）の整備 ・（都）新川甚目寺線・枇杷島停車場線（橋梁を含む）整備の検討 ・（都）助七西市場線整備の推進 ほか 	県事業を含む
鉄道高架化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄道高架化の推進 	
生活道路の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・橋梁建設・改築事業（新川小橋、船杖橋ほか） ・道路改良事業 ・人にやさしいまちづくり推進事業（ユニバーサルデザインの導入） ・コミュニティ道路整備事業 ・用水暗渠化事業 	
上水道の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・上水道整備事業（既設水道管の維持修繕） 	
下水道・し尿処理施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・新川西部流域下水道事業の推進 ・流域関連公共下水道事業 ・流域下水道関連環境整備事業 ・汚泥再生処理センター整備事業 	新川西部流域下水道事業は県下水道事業
公共交通網の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティ循環バス運行事業 	

ごみ処理体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資源ごみリサイクルの促進 ・ リサイクルセンター整備事業 	
広域火葬施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広域的な火葬施設の整備 	

【3. 健康でおもいやりのあふれるまちづくり】

① 医療・健康づくりの推進

- 保健・福祉・医療が連携をとり、市民が安心して暮らせる地域医療体制、緊急医療体制を充実します。
- 各種検診や生活習慣の改善指導などの予防医療を充実し、市民一人ひとりに合った健康づくりを支援します。

② 児童・母子（父子）福祉の充実

- 安心して子どもを生み育てることができるよう、多様な保育ニーズに対応できる体制を整備するとともに、乳幼児医療費を助成し経済的負担を軽減します。
- 子育て支援センターなど地域全体で温かく子どもの成長を見守り、親の負担や悩みを軽減する仕組みを充実します。
- 母子及び父子といった一人親家庭に対して、経済的な支援とともに保育ケアを行います。

③ 障害者（児）福祉の充実

- 障害者（児）が安心して暮らせるよう障害者福祉計画を策定し、生活の自立と介護者の負担軽減を図るとともに、障害者（児）に対して理解を深める福祉教育を推進します。
- ボランティアや民間団体との連携により、障害者（児）が地域社会の一員として、主体性や自立意識を持っていきいきと活動できる社会づくりを行います。

④ 高齢者福祉の充実

- 長寿社会を迎え、高齢者が生きがいを持っていきいきと生活できる環境整備を進めるため、現状に則した高齢者保健福祉計画を新たに策定・推進します。
- 介護が必要な高齢者に対しては、在宅介護から、短・長期的な滞在まで幅広いニーズに対応した介護サービスを整備します。
- 老人クラブの活動や生涯学習・生涯スポーツを通じて介護予防を行い、高齢者の知恵と経験を地域に反映する仕組みをつくります。

⑤ 低所得者福祉の推進

- 福祉事務所を設置し、生活保護などの低所得者に対する福祉を新市として主体的に推進し、生活困窮者の生活を保障し自立を助長します。

⑥ 地域福祉の充実

- 行政の福祉サービスでは十分に補うことができない福祉ニーズについては、地域福祉計画を策定して、誰もが暮らしやすい地域で支え合う地域福祉の仕組みづくりを推進します。

⑦ **社会保障の推進**

- 国民健康保険の健全な運営に努め、市民が不安なく暮らせるようにします。
- 介護保険の仕組みと事業について介護保険事業計画を策定・推進します。

⑧ **消費者施策の推進**

- 多発する消費者トラブルに対して相談体制を充実させるとともに、トラブルを未然に防ぐ啓発を行います。

⑨ **市民相談の充実**

- 法律問題など市民が生活の中で抱える様々な問題についての相談機会を確保し、専門的なアドバイスができる体制を整えます。

【主要事業】

施策項目	主要事業	備考
医療・健康づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域医療体制の充実 ・ 緊急医療体制の充実 ・ 健康づくりの推進 ・ 各種検診事業の充実 	
児童・母子（父子）福祉の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子育て支援推進事業 ・ 子育て支援センター事業 ・ 児童福祉施設整備事業（新川北部地区など） ・ 保育サービスの充実（一時保育、延長保育） ・ 福祉医療費助成事業 	
障害者（児）福祉の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者福祉計画の策定 ・ 障害者生活・自立支援事業 ・ 広域的知的障害者施設整備事業 ・ 障害児保育事業 	
高齢者福祉の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者保健福祉計画の策定 ・ 高齢者生きがい・健康づくり事業 ・ 特別養護老人ホーム整備事業 ・ 在宅介護支援センター事業 	
低所得者福祉の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生活保護事業 ・ 各種相談事業の充実 	
地域福祉の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域福祉計画の策定 ・ 高齢者・障害者（児）を地域で支えるしくみづくり 	
社会保障の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国民健康保険制度、介護保険制度の適正な運用 ・ 介護保険事業計画の策定 	
消費者施策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消費生活相談体制の充実 ・ 消費者啓発の実施 	
市民相談の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 多様な相談の機会確保 ・ 専門的な相談体制の充実 	

【4. 歴史・伝統・文化・教育を大切にすまちづくり】

① 学校教育の充実

- 情報化時代に対応した情報教育設備を整備し、未来を担う児童・生徒の教育環境を向上させます。
- 小中学校等の老朽化に伴う耐震工事を進め、安全な学び舎を整備します。
- 多彩な地域の人材や資源を教育に取り入れ、心豊かで好奇心を育む教育を推進します。

② 青少年の健全育成

- 家庭・地域・学校が連携して、青少年の非行防止のための啓発・補導活動を強化し、相談体制を整備します。
- 次代を担う青少年が主体的に行う、サークル活動やボランティア活動などを支援し、子どもの居場所づくりを支援します。

③ 生涯学習の充実

- 学齢期の子どもだけにとどまらず、あらゆる世代の人が気軽に学習に取り組めるよう、生涯学習推進計画を策定・推進します。
- 生涯学習の拠点として、図書館や公民館などを整備するとともに、サークルや地域住民の自主的な運営を支援します。

④ 文化・芸術活動の支援

- 地域に受け継がれてきた、文化・芸術は新市にとっても大切な宝であり、それらを受け継ぐための仕組みをつくります。
- 拠点となる文化施設を整備し、活動や情報の発信を支援します。
- 各地域のまつりや伝統芸能については、担い手の確保を図りつつ、それぞれの地域で継承するとともに、新市内での交流・連携を進めます。

⑤ 文化財保護の推進

- 地域が有する山車・記念物などの文化財の価値と保護の重要性を認識し、文化財保護施設の整備を推進するとともに、地域内外へPRします。
- 旧3町の多くの貴重な資料を新市民共通の財産として後世に残しながら、新市として新たに市史の編さんに取り組みます。

⑥ スポーツ・レクリエーション活動の充実

- 健康づくりの一環として、様々な世代が楽しめる生涯スポーツ・レクリエーションの推進に努めます。
- 地域で多世代がスポーツに取り組める仕組みとして地域型総合スポーツクラブを推進します。
- 新市の一体感を醸成するための地域別対抗のスポーツ大会やレクリエーションイベントを開催し、地域間、世代間の交流を行います。

【主要事業】

施策項目	主要事業	備考
学校教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小中学校校内LAN整備事業 ・ 小中学校施設等の耐震対策（再掲） ・ 特色ある学校づくり推進事業 ・ 地域の資源・人材を活かした学校教育の推進 	
青少年の健全育成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 青少年の地域活動への参加促進 ・ 相談事業 	
生涯学習の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 図書館整備事業 ・ 生涯学習推進計画策定事業 ・ 生涯学習環境の充実 	
文化・芸術活動の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文化施設の整備・充実 ・ 文化・芸術活動団体・サークルの活動支援 ・ 地域の祭り・伝統芸能の文化継承・交流事業 	
文化財保護の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文化財保護施設整備の推進 ・ 愛知県清洲貝殻山貝塚資料館（仮称）拡充整備の検討 ・ 文化財調査事業 ・ 市史編さん事業 	県事業
スポーツ・レクリエーション活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生涯スポーツの推進 ・ 地域型総合スポーツクラブの推進 ・ 地域対抗市民スポーツ大会の開催 ・ 世代間交流レクリエーション事業 ・ 総合運動公園整備の推進（再掲） 	

【5. 創造的にいきいきと働くことのできるまちづくり】

① 商業・サービス業の振興

- 駅利用者の利便性と快適性を向上させるため、各駅前の商業・サービス機能の充実を促進します。
- 商店街の空き店舗を活用するためのアイデアを募集し、実現に向けた支援を行います。
- 中小企業に対して、経営相談や人材育成など経営支援を実施するとともに、新規の起業やコミュニティビジネスの養成を行います。

② 工業の振興

- 既存の企業に対して経営支援を行うとともに、空白地には新たな企業を誘致し、工業の振興を図ります。

③ 都市近郊農業の振興

- 名古屋市に隣接する立地特性を活用した都市近郊農業を振興するため、農業基盤の整備や近代化の促進などを行います。
- 市民が土に触れ、作物をつくる喜びを実感できる機会を提供するため、市民農園を整備します。

④ 観光の振興

- 美濃街道や清洲城、山車・記念物などの文化財、町家建築など、歴史によって培われた文化資源や河川沿いの自然環境を活かして、気軽に歩いて楽しめる魅力的な観光ルートを整備し、観光客との交流を図ります。

【主要事業】

施策項目	主要事業	備考
商業・サービス業の振興	<ul style="list-style-type: none"> ・ 駅前市街地活性化事業 ・ 商店街空き店舗対策事業 ・ 中小企業経営支援事業 ・ 起業家支援事業 ・ コミュニティビジネス養成事業 ・ 中小企業経営支援事業 	
工業の振興	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新規企業誘致事業 	
都市近郊農業の振興	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業基盤強化・経営近代化促進事業 ・ 農道整備（土田・上条地区） ・ 排水路、排水施設整備の推進 ・ 市民農園事業 	県事業を含む

観光の振興	<ul style="list-style-type: none"> ・文化財保護施設整備の推進（再掲） ・愛知県清洲貝殻山貝塚資料館（仮称） 拡充整備の検討（再掲） ・歴史的資源活用軸整備事業 	県事業
-------	--	-----

【6. 参加と交流のまちづくり（計画推進のために）】

① 自治・コミュニティ活動の推進

○行政主導から市民との協働によるまちづくりを進めるため、地域の自主的な活動を支援するとともに、地域の意向を尊重しながら、自治会などの地縁組織を中心としたコミュニティの再編強化について、市民とともに検討します。

② ボランティア・NPO活動の充実

○ボランティアやNPO（民間非営利組織）などとの協働により多様化する市民のニーズに対応するため、組織運営面や活動場所などの環境整備や支援を総合的に進めます。

③ 男女共同参画社会の推進

○男女共同参画社会を実現するため、男女共同参画基本計画を策定し、職場や地域、家庭などにおける意識改革や仕組みづくりを促進します。

④ 国際交流の推進

○多文化共生社会を実現するため、学校教育や地域社会における国際理解教育を推進して地域住民の国際化を図ります。

○2005年日本国際博覧会（愛知万博）における「一市町村一国フレンドシップ事業」の成果を活かし、交流相手国との地域に根ざした交流を推進します。

⑤ 住民参加の推進

○市民と行政の新しい信頼・協力関係を築く第一歩として、新市の総合計画は、市民参画による市民とともに計画づくりを実施します。

○住民参加の仕組みを充実させるとともに、行政情報のより一層のオープン化や説明責任の面から分かりやすい情報提供に取り組みます。

⑥ 電子自治体の推進

○地域情報化を推進し、IT技術を活用した広報広聴活動と情報公開、情報交換を展開します。

○セキュリティー対策を進めながら業務の電子化を実施し、申請・交付業務などがインターネットで行える電子自治体化を進めます。

⑦ 行政改革・行政機能の充実

○今後の行政運営を展望し、新市誕生を契機として抜本的な行政改革に取り組む一方で、職員の資質や専門性を高めることで行政機能を充実します。

○組織・機構の簡素・効率化、関係団体の統廃合、定員管理、給与の適正化など、持続可能な行財政システムの改革に取り組みます。

○公共施設を「民間との競合」、「市としての存置の意義」、「利用率」等といっ

た観点から総点検し、廃止、民営化を含む見直しを行うとともに、新たな施設の整備・運営に当たっては民間の資金やノウハウを活用し、適切な事業の推進を図ります。

- 市民と行政がともに手を携え新しいまちをつくるために、まちづくり基本条例を制定し、推進します。
- 市民サービスの向上と効果的な行政運営を実現するため、事務事業の共同処理の推進や多様な交流機会の充実など、さらなる広域行政の推進に取り組みます。

【主要事業】

施策項目	主要事業	備考
自治・コミュニティ活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会活動支援事業 ・コミュニティの再編の検討 	
ボランティア・NPO活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア・NPO活動の支援 	
男女共同参画社会の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画基本計画の策定 	
国際交流の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・多文化共生社会の実現 ・国際化に対応できる人材育成 	
住民参加の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・市民参画による総合計画の策定 ・情報公開制度の推進 	
電子自治体の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・地域情報化の推進 ・電子自治体化促進事業 	
行政改革・行政機能の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな行政運営手法の導入 ・行政職員の資質向上 ・庁舎機能の統合整備 ・行政評価システムの検討・導入 ・まちづくり基本条例の制定 ・さらなる広域行政の推進 	

6

新市における愛知県事業の推進

愛知県は、新市の施策と連携しながら、次に再掲する事業の実施などにより、新市のまちづくりを積極的に支援していきます。また、愛知県は新市に対して市町村合併特例交付金による財政的支援を行います。

○「水と歴史に織りなされた安心・快適な環境都市」の実現に向けて

主要事業名	事業概要
下水道事業	・新川西部流域下水道事業の推進
親水環境整備	・ふるさとの川整備事業の推進（五条川）
河川事業	・一級河川五条川改修の推進 ・水場川排水機場の修繕
県道等幹線道路整備	
広域幹線交通軸整備	・（都）伏見町線（枇杷島橋～二見交差点）整備の推進 ・（主）名古屋祖父江線（清洲橋の改築）の整備 ・（主）名古屋第二環状線歩道整備（歩道設置）の検討
地区幹線交通軸整備	・（都）新川清洲線（名鉄津島線跨線橋の新設）整備の検討
地域内連絡幹線道路整備	・（都）枇杷島小田井線（アンダーパス）の整備 ・（都）新川甚目寺線・枇杷島停車場線（橋梁を含む）整備の検討 ・（都）助七西市場線整備の推進
農業基盤整備	・排水路の整備（水場川右岸地区） ・排水施設整備の推進（福田川地区）
文化財保護施設整備	・愛知県清洲貝殻山貝塚資料館（仮称）拡充整備の検討

7

公共的施設の統合整備

既存の公共的施設については、現行の機能を維持しつつ、公共的施設間の情報ネットワークの整備・強化を図り、新市民の誰もが利用しやすい環境づくりを進めます。

小中学校などの身近な施設については、新市の全域において等しいサービスを利用できるよう均衡化を図るための整備を進めます。

また、既存施設の特性を活かした機能分担を図り、合併後における利用状況を踏まえながら、公共的施設の統合による機能強化も検討していきます。

公共的施設の管理体制については、当面、現在の町役場を発展継承する新市の市役所及び支所の管理監督の下に置き、地域のニーズに即した運営を行いながら、より簡素で合理的な管理体制の構築を目指して見直しを進めていきます。

(1) 前提条件

財政計画は、過去の財政状況や現在の財政制度等を参考に、将来の歳入・歳出について推計したものです。

計画期間は、合併年度及びこれに続く 20 年度間（平成 17 年度から平成 37 年度まで）とし、原則、普通会計ベースで推計しています。

なお、平成 17 年度から平成 29 年度までは決算額、平成 30 年度は決算見込額です。また、費目ごとの前提条件は次のとおりです。

① 歳入**ア 地方税**

現行の制度を基本として、人口推計や経済情勢を踏まえて推計しています。

イ 地方譲与税

平成 30 年度決算見込額を基礎として推計しています。

ウ 地方交付税

普通交付税については、現行の制度を基本として推計しています。

また、平成 27 年度以降は、普通交付税の算定の特例（合併算定替）が段階的に縮減されることから、その影響を見込んでいます。

エ その他交付金

その他交付金については、税制改正等を見込んで推計しています。

オ 国庫支出金・県支出金

平成 30 年度決算見込額を基礎に、現行の制度が継続するものとして、扶助費や投資的経費などの事業費に応じて推計しています。

カ 繰入金

各年度について、新市建設計画に登載されている事業等に対応する基金の繰入金を見込んでいます。

キ 地方債

各年度について、新市建設計画に登載されている事業等に対応する地方債を見込んでいます。

ク その他の費目

平成 30 年度決算見込額を基礎として、概ね現状で推移するものとして推計しています。

② 歳出

ア 人件費

定員適正化計画（平成 26 年度から平成 31 年度まで）における一般職員数見込を基礎として推計しています。

また、平成 32 年度からは会計年度任用職員制度の影響を見込んで推計しています。

イ 扶助費

平成 30 年度決算見込額を基礎として、過去の伸び率等を参考に推計しています。

ウ 公債費

平成 30 年度までに発行が予定されている地方債に係る元利償還金を基礎として、平成 31 年度以降に計上した地方債に係る元利償還金を加えています。

エ 物件費

平成 30 年度決算見込額を基礎として推計しています。

また、平成 32 年度からは会計年度任用職員制度の影響を見込んで推計しています。

オ 補助費等

平成 30 年度決算見込額を基礎として推計しています。

また、平成 31 年度からは下水道事業特別会計の法適化に伴う影響を見込んで推計しています。

カ 投資及び出資金・貸付金

平成 31 年度からの下水道事業特別会計の法適化に伴う影響を見込んで推計しています。

キ 繰出金

国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療特別会計については、平成 30 年度決算見込額を基礎として、給付費の過去の伸び率等を参考に推計しています。

下水道事業特別会計については、今後の事業進捗の予定及び法適化に伴う影響を見込んで推計しています。

ク 投資的経費

各年度について、新市建設計画に登載されている事業等に係る経費を見込んでいます。

ケ その他の費目

平成 30 年度決算見込額を基礎として、概ね現状で推移するものとして推計しています。

新市財政計画（普通会計）

【歳入】

（単位：百万円）

年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	
地方税	9,046	9,196	10,040	10,289	11,411	11,423	11,289	11,351	11,645	11,852	11,742	11,939	12,152	11,970	12,100	12,173	12,129	12,313	12,486	12,549	12,720	
地方譲与税	368	586	169	162	192	182	196	172	164	157	163	175	175	169	169	169	169	169	169	169	169	169
地方交付税	531	470	435	557	763	1,568	2,211	2,277	2,104	2,105	2,399	2,430	2,336	1,910	1,753	1,608	1,287	1,287	1,287	1,287	1,287	1,287
普通交付税	59	116	199	321	457	1,246	1,897	1,937	1,799	1,807	2,105	2,145	2,077	1,860	1,703	1,558	1,237	1,237	1,237	1,237	1,237	1,237
特別交付税	472	354	236	236	306	322	314	340	305	298	294	285	259	50	50	50	50	50	50	50	50	50
その他交付金	1,139	1,133	913	849	996	945	968	891	985	1,069	1,622	1,410	1,546	1,546	1,604	1,951	2,023	2,024	2,017	2,010	2,002	2,002
分担金・負担金	18	23	23	46	43	62	66	61	56	68	67	68	68	68	68	68	68	68	68	68	68	68
費用料・手数料	461	480	449	459	534	559	554	557	570	584	606	625	628	662	662	662	662	662	662	662	662	662
国庫支出金	937	1,050	1,367	2,437	1,961	2,050	2,155	1,985	2,273	2,829	2,968	2,785	3,027	3,141	4,057	3,884	3,522	3,440	3,475	3,257	3,378	3,378
県支出金	735	718	726	959	1,174	1,321	1,298	1,255	1,135	1,034	1,001	1,191	1,198	1,355	1,513	1,567	1,492	1,549	1,561	1,578	1,636	1,636
財産収入	45	35	76	247	29	158	92	109	74	60	28	59	146	34	23	23	23	23	23	23	23	23
寄附金	3	5	1	7	3	25	15	10	18	11	46	29	32	50	40	40	40	40	40	40	40	40
繰入金	1,431	961	611	1,245	980	559	727	476	790	1,270	793	1,601	769	930	1,927	810	1,561	461	271	222	455	455
繰越金	1,214	1,154	611	700	1,835	596	887	733	685	917	747	835	713	810	0	0	0	0	0	0	0	0
諸収入	615	507	517	545	561	588	524	608	535	573	589	568	588	838	643	785	479	594	568	559	505	505
地方債	1,526	1,115	1,408	1,690	1,539	1,416	1,307	1,441	1,548	1,825	1,781	2,184	1,730	1,205	3,679	2,962	2,405	1,912	1,803	1,518	1,570	1,570
合計	18,069	17,433	17,346	20,192	22,021	21,452	22,289	21,926	22,582	24,354	24,552	25,899	25,108	24,688	28,238	26,702	25,860	24,542	24,430	23,942	24,515	24,515

【歳出】

(単位：百万円)

年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度
人件費	3,556	3,444	3,373	3,291	3,892	3,606	3,625	3,517	3,454	3,468	3,518	3,437	3,407	3,527	3,538	4,554	4,542	4,565	4,584	4,620	4,622
扶助費	1,622	1,796	1,997	2,080	2,531	3,691	3,920	3,925	4,057	4,511	4,456	4,662	4,874	4,757	4,953	5,158	5,371	5,592	5,823	6,064	6,314
公債費	1,047	1,217	1,346	1,595	1,753	1,828	1,748	1,751	1,849	1,843	1,745	1,789	1,840	1,771	1,846	2,114	2,338	2,360	2,299	2,165	2,066
物件費	4,154	3,824	3,792	3,826	4,547	4,540	4,638	4,502	4,621	4,743	4,868	4,966	4,881	5,541	5,602	4,691	4,538	4,595	4,564	4,446	4,470
維持補修費	79	76	82	83	109	100	98	93	101	100	101	100	100	105	105	105	105	105	105	105	105
補助費等	2,086	1,718	1,705	1,781	3,412	2,147	1,913	2,057	1,858	1,966	2,013	1,985	2,141	2,389	3,566	3,465	3,251	3,288	3,341	3,443	3,460
積立金	36	1,542	258	248	693	703	1,437	743	368	1,096	1,322	1,011	602	838	0	0	0	0	0	0	0
投資及出資金・貸付金	116	101	101	103	117	113	113	113	113	108	108	108	107	107	1,085	282	274	265	265	265	264
繰出金	1,290	1,397	1,652	1,324	1,588	2,258	2,175	2,311	2,970	2,612	2,574	2,782	3,169	3,103	2,053	2,071	2,079	2,088	2,068	2,086	2,105
投資的経費	2,929	1,707	2,340	4,217	2,783	1,579	1,889	2,229	2,274	3,160	3,013	4,346	2,908	2,550	5,490	4,262	3,362	1,684	1,381	748	1,109
合計	16,915	16,822	16,646	18,548	21,425	20,565	21,556	21,241	21,665	23,607	23,718	25,186	24,029	24,688	28,238	26,702	25,860	24,542	24,430	23,942	24,515

※平成20年度以前の数値は旧春日町の数値を含んでいない。